



許可番号 第03550005075号

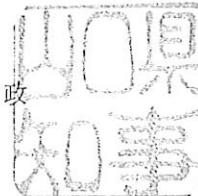
# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 広島県広島市南区出島一丁目20番3号  
氏名 株式会社センタークリーナー  
代表取締役 大瀧 尚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 令和 5年 1月 12日

許可の有効年月日 令和 12年 1月 11日

## 1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類  
裏面のとおり

(2) 事業の区分  
積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

## 3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況  
令和 5年 1月 12日 更新許可

5. 積替え許可の有無  
無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無  
無

COPY

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (ｶﾞﾙﾐウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ｸﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾐウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、ｸﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素ｲｯﾄﾞ濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾐウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、ｸﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃ｱﾙｶﾘ (水素ｲｯﾄﾞ濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾐウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、ｸﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉍さい (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾐウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾐウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ｸﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

廃石綿等

以上9種類

COPY